

平成26年度鎌ケ谷市予防接種委員会会議録

開催日時 平成26年6月26日(木) 午後2時から3時
開催場所 総合福祉保健センター 4階会議室
委員出席者 中井 愷雄、畑 衛、新 玲子
山口 清(鎌ケ谷市生涯学習部長)、望月 忠(鎌ケ谷市健康福祉部長)、
菅井 智美(鎌ケ谷市健康福祉部健康増進課長)
(欠席者 石川 広己、引田 満、池田 紀子)

事務局出席者 西山 珠樹(健康増進課主幹)、本間 恵(健康増進課予防係長)
吉田 千代(健康増進課主査)

司会 事務局 西山 珠樹

傍聴の希望はなし

(事務局 西山) ただいまから平成26年度第1回鎌ケ谷市予防接種委員会を開催いたします。今回のテーマは、「鎌ケ谷市予防接種事故公表基準」をご審議いただくことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、1号委員の石川広己様、引田 満様、2号委員の池田 紀子様は欠席でございます。

1 委員長選出

(事務局 西山) 今回の委員会は、平成25年9月に委員の委嘱後、初めての委員会でございますので、委員長の選出を議題とします。

委員長は「鎌ケ谷市予防接種委員会要綱」第5条の規定により、委員の互選で選出することになっております。どなたかご推薦をお願いしたいのですが、いかがでしょうか？

(新 委員) 委員長にはこの地区の医師会の公衆衛生担当理事である畑委員にお願いしたらいかかでしょうか。

(事務局 西山) ただいま委員長に畑委員との推薦がございました。他にどなたかいらっしゃいますか？

ないようですので、委員長は畑委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか？

(全員) 異議無し

(事務局 西山) では、畑委員に委員長をお願いすることにいたしました。それでは、畑委員、委員長席へお移りいただけますでしょうか。

これ以降の議題につきましては、「鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱」第6条の規定により、委員長が会議の議長となることとなっておりますので、畑委員長に議事の進行をお願いいたします。

2 副委員長選出

(畑 委員長) それでは、副委員長の選出を議題といたします。「鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱」第5条の規定により、副委員長は委員の互選により選出することとなっております。どなたかご推薦をお願いいたします。

ご推薦が無いようですので、私から提案させていただきます。副委員長には、関係行政機関職員の新委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

(全員) 異議無し

(畑 委員長) それでは、異議なしということで、新委員に副委員長をお願いすることに決定いたしました。

3 会議の公開

(畑 委員長) 次に、会議の公開について、お諮りいたします。事務局に説明を求めます。

(事務局 西山) 「鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」の「第3 会議の原則公開」では、「審議会等の会議は、法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合を除き、公開とする」とございます。

また、「第4 公開又は非公開の決定」では、「(1) 審議会等の会議の公開又は会議の全部若しくは一部を公開しない旨の決定は、次のいずれかの方法によって決定するものとする」とありますので、その決定方法として、「ア 会議における議決」に基づいて、会議に先立ちお諮りするものでございます。

本来、予防接種委員会は、「鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱」の第2条第1項にあるとおり、「予防接種に起因したと疑われる健康被害の事例について、医学的見地から調査及び審議を行う。」ものであり、個人情報を取り扱うものであるため、「鎌ヶ谷市情報公開条例」第8条第1項により、非公開とすべき会議ですが、本日は、「予防接種事故公表基準について」ご審議いただく会議になりますので、「鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱」第2条第2項の「定期接種の実施計画並びに予防接種事故発生時の対応等について、指導及び助言を行う。」にあてはまりますので、この会議を公開とすることとして、お考えいただいてよろしいかと思われま。

また、「鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」の第7で、

「審議会等は、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず、会議録を速やかに作成するものとする。」とございますので、会議録の作成についても併せてお諮りいたします。なお、会議録につきましては、概要をまとめ、ご報告させていただきます。

(畑 委員長) ただいま事務局から説明がありましたが、この会議を公開することとし、会議録を作成することにご異議はございませんか？

(全員) 異議無し

(畑 委員長) ご異議がございませんので、本日の鎌ヶ谷市予防接種委員会は、公開と決定させていただき、会議録を作成させていただきます。

4 会議署名人の選任

(畑 委員長) 次に「会議録署名人の選任について」でございますが、事務局に一任したいと思っておりますが、よろしいでしょうか？

(全員) 異議無し

(畑 委員長) では、事務局お願いします。

(事務局 西山) 会議録署名人の選任については、ご出席いただいている委員の中で、慣例に従い名簿順にお願いします。今回は、中井委員と山口委員にお願いしたいと思っております。

(畑 委員長) それでは、中井委員と山口委員お願いいたします。

5 鎌ヶ谷市予防接種事故公表基準について

(畑 委員長) さて、今回の議題は「鎌ヶ谷市予防接種事故公表基準について」となっております。内容について事務局の説明をお願い致します。

(事務局 本間) 「鎌ヶ谷市予防接種事故公表基準」につきましては、平成21年3月に発生しました有効期限切れワクチンを接種した予防接種事故について、記者発表を行ったことを契機に、公表、いわゆる記者会見及び記者発表をする一定の基準を事前に定めておこうということで、平成23年度中に2回の予防接種委員会を開催し、平成24年4月16日から適用ということで作成させていただいたところでございます。

公表する項目については、恣意的な判断にならないようにと、考えられる限りの項目を限定的に列挙し、作成したところです。

平成24年4月16日以降の接種事故報告は、平成24年度5件（当時任意接種で行われていたヒブ、小児用肺炎球菌3件を含む）、平成25年度5件ございました。うち、8件については項目外でした。

うち、1件が、項目（3）（4）（9）に該当しましたが、他市の医療機関でのものであり、記者発表する事例とはなっていないが、そちらの対応に準ずるという形で、記者発表は行いませんでした。

もう、1件は項目（5）に該当しましたが、当時、習志野健康福祉センターに確認の上、千葉県内他の市町村では、記者発表する事例となっていないが、記者発表を不要とした経緯がございます。

全ての事例について、医療機関や医師会より、接種事故報告書を提出いただいて、定期接種の事例につきましては、必ず習志野健康福祉センターへ報告をしております。

基準でありますので、あくまでも内規ではあるのですが、公表を判断するときの目安としたい為作成したものでしたが、他市の医療機関での接種事故等もあり、現状と異なる面がでております。

平成25年度に、国の定期の予防接種実施要領に、接種事故の報告についての項目が追加され、重大な健康被害につながるおそれのある事故（誤った用法用量でワクチンを接種した、有効期限切れのワクチンを接種した等）は速やかに千葉県経由で国へ報告し、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い事故（接種間隔の誤りなど）は、年間で取りまとめて報告することと明記されました。

これらにより、「鎌ヶ谷市予防接種事故公表基準」の記者発表する項目等について、見直しを提案させていただくものです。

提案の1点目ですが、記者発表するという項目で、現在（2）から（10）までが列挙されています。この中で、国の実施要領にあたる重大な健康被害につながるおそれのある事故としては、（2）有効期限切れワクチン及び注射器による接種、（4）ワクチン接種量の誤接種、（7）注射筒及び注射針の再使用、（8）集団接種における同一者への2度打ちが、該当すると思われます。（3）ワクチンの取り違い接種（5）異なるワクチンの接種における接種間隔不足、（6）接種方法の誤り（筋肉注射と皮下注射の誤り及び接種部位の誤り）、（9）被接種者の取り違い接種につきましては、その結果、（4）ワクチン接種量の誤接種となった場合等を除き、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い事故であるかと思われます。

よって、（2）（4）（7）（8）については、国の実施要領に合わせて、重大な健康被害につながるおそれがあるということで、項目に残し、（3）（5）（6）（9）につきましては、決してあってはならないことですが、基準の項目からは、削除することとしてはいかがかと提案いたします。

（10）につきましては、今現在、「その他の予防接種事故」から「その他重大な健康被害につながるおそれのある予防接種事故」に変更してはいかがかと提案致します。

次に、2点目ですが、10件のうち2件が他市町村での医療機関の接種事

故です。1件がこちらの項目に該当するもので、他市町村の対応の仕方に準じて対応したという形があったとお話しをしましたが、現在の基準は、市長の責任により実施する予防接種がすべて対象となっており、他市町村の医療機関での接種事故も対象となるものと解されるものとなっております。

他市町村には他市町村のそれぞれの取り決めがございますので、「ただし、他市町村医療機関における事故については、当該医療機関が所属する市町村の対応に準ずる」というような、一文を追加してはいかがという提案を致します。

以上ですが、ご検討をお願い致します。

(畑 委員長) 何かご意見ご質問ございますでしょうか。

(新 副委員長) 健康被害というところで、国の要領と合わせるということはわかるのですが、(9)については、健康被害という意味とは別の次元になるのですが、保護者の方等からすると大きなことですので、皆さんのご意見を伺った方がいいかと思えます。

(畑 委員長) これはケースバイケースというのが、私の考えです。

例えば3歳と5歳の子がいて、おたふくの接種で受診したが、日本脳炎を打ってしまった。しかし、日本脳炎の予防接種をしてよい場合があります。間違えてしまったけれども、結果的に間違いでないわけです。

しかし、例えば3歳未満の子に日本脳炎の接種はできるが、接種量は半量にしなければいけない。それは(9)でなくて接種量の間違いに値する。ですので、接種量の間違いは(4)になるわけです。ですから、それは(9)だけれど(4)になるから、(4)のほうが重いから、記者発表とするというように個別に判断してはどうかと思えます。

ただ、それは、新委員がおっしゃったように、保護者にとっては大きなことであり、医療機関は名前と予診票を確認しなかったという初歩的なミス表れであるので、あってはいけないことです。

(新 副委員長) 保護者の立場に立つと、接種量の間違いよりも人を間違えるというのは、大きなことであるので、そこを気にしたのですが、確かに重複している条件の可能性があります。また、その場で、保護者への説明も可能だとは思えます。

(畑 委員長) 医師との信頼関係がないと、争いになる可能性もありますが、カルテが厚くて毎日のように来ているような子だと、きちんと説明すれば、スムーズに話が終わるんでしょうね。あってはいけないことですので、その報告は上げ

るべきだと思います。

それで、事案として検討して、医療機関に注意喚起をして、内容によっては、記者発表したほうがよい場合もあると思います。

他にご意見はございませんか。

特に無いようでしたら、この改正についての案を本委員会での合意事項として決定し、事務局に合意事項に基づいた公表基準改正をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(全員) 異議無し

6 その他

(畑 委員長) それでは、公表基準改正をお願いして、最後になりますが、その他ということで、事務局からは何かございますか。

(事務局 本間) 接種事故報告につきましては、本市の予防接種実施要領に報告いただくことを明記してあります。様式は任意でよいものではあります、報告様式も作っており、医師会長名で鏡文をつけて提出いただいています。

平成24年度には、畑委員長にご尽力していただいて、医師会会員に対しての勉強会を夜間に行っていただきました。その場で時間を頂いて、接種事故に十分気をつけていただくことと、併せて事故があった場合は、報告をお願いしたところです。また、勉強会などの機会がございましたら、市職員も積極的に参加させていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(畑 委員長) 委員の皆さまからはいかがでしょうか。

私から、一つ、接種事故はあつてはならないことですが、中には繰り返す医療機関もあると思ひます。

記者プレス発表は、ある意味では辱めを与えて、ペナルティとするという、そんなことがあつては恥ずかしいから、気を付けようというということになるわけですが、それよりも、市が委託することを断ることが、医者としては、信用に傷がつく、記者発表するよりも、その方が罰としては重いと思ひます。繰り返す医療機関があり、わかりきっていることでも再確認する等の注意喚起をしたうえで、再度ミスがあつた場合は、記者発表するののも一つのペナルティですが、市からの委託を断る、契約を切ります、というようにすることも必要と思ひます。

